滑川市チャレンジショップ事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市チャレンジショップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) チャレンジショップ　市内で創業を目指す者に一定期間貸出す空き家等をいう。

(2) 空き家等　市内に所在し、現に利用されていない空き家又はテナント等をいう。

(3) 拠点整備事業　空き家等を整備し、新たにチャレンジショップを開設及び運営する事業をいう。

(4) チャレンジ創業事業　市内で創業を目指す者がチャレンジショップを利用し、事業を行うことをいう。

（チャレンジショップの認定要件）

第３条　チャレンジショップとして市長の認定を受けようとする空き家等は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 日本標準産業分類に基づく業種のうち、次に掲げる業種の創業を想定した空き家等であること。

ア　大分類Ｉ卸売、小売業のうち中分類56各種商品小売業から60その他の小売業までに定める小売業

イ　大分類Ｍ宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76に定める飲食店（小分類766を除く）又は中分77に定める持ち帰り・配達飲食サービス業（小分類770及び772を除く）

(2) 賃貸料（駐車場代を含む）は月額６万円以下とすること。

(3) 賃貸期間はチャレンジ創業事業１件につき６カ月間までとすること。

(4) ３年以上継続してチャレンジショップを運営することが見込めること。

２　前項の空き家等を所有する者のうち、認定の申請をできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第１号）第２条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

（チャレンジショップの認定申請）

第４条　チャレンジショップの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滑川市チャレンジショップ認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 空き家等の写真

(2) 空き家等の登記事項証明書

(3) 市税の納税証明書

(4) 誓約書（様式第２号）

(5) その他市長が必要と認める書類

（認定）

第５条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第３条に規定する認定要件を満たしていると認めた場合は、申請者にチャレンジショップ認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

（報告）

第６条　前条の認定書の交付を受けてチャレンジショップを運営する者は、創業機運の醸成に努め、利用希望者からの申込みがあった場合には、報告書（様式第３号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　市長は、創業機運を醸成し、市内での創業を促すため、拠点整備事業又はチャレンジ創業事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第８条　補助金の交付の対象となる者は、別表第１の区分に応じた対象者とする。

（対象経費、補助金の額及び対象期間)

第９条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、補助金の額及び対象期間は、別表第２に定めるとおりとする。

（拠点整備事業の補助金交付申請）

第10条　第５条の認定書の交付を受けようとする者のうち、拠点整備事業において補助金の交付を受けようとする者は、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）補助金交付申請書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第５号）

(2) 改装計画図

(3) 対象経費に係る見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

（拠点整備事業の補助金交付条件）

第11条　規則第５条の規定により拠点整備事業の補助金の交付に関し附する条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象事業に要する経費の配分又は対象事業の内容を変更する場合は、補助金変更交付の決定を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指導を受けること。

(4) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度以後５年間保管しておくこと。

(5) 対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、対象事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（拠点整備事業の軽微な変更）

第12条　前条第１号ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 対象事業の目的の変更

(2) 補助金の額の増額を伴う対象経費の額の変更

(3) 対象経費の20パーセント以上の変更（前号に掲げる変更を除く。）

（拠点整備事業の変更の申請等）

第13条　拠点整備事業の内容を変更しようとする者は、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）補助金変更交付申請書（様式第６号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 変更後の収支予算書（様式第５号）

(2) その他市長が必要と認める書類

２　前２条及び規則第４条から第７条までの規定は、前項の規定による申請があった場合における手続について準用する。

（拠点整備事業の中止又は廃止の申請）

第14条　第11条第２号に規定する承認を得ようとする者は、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）中止（廃止）承認申請書（様式第７号）をもって市長に申請しなければならない。

（拠点整備事業の実績報告）

第15条　拠点整備事業の補助金の交付の決定を受けた者は、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）補助金実績報告書（様式第８号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第９号）

(2) 空き家等の改修費及び改築費、備品及び機器設備の購入費並びに広告宣伝費に要した経費の内訳がわかる書類（請求書、領収書、契約書の写し及び完成写真等）

(3) 改装後の空き家等の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（拠点整備事業の補助金請求等）

第16条　規則第13条第１項の規定による拠点整備事業の補助金の額の確定を受けた者は、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）補助金請求書（様式第10号）をもって市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに同項に規定する者に対し、当該補助金を交付するものとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず拠点整備事業の補助金の交付の決定（第13条第２項の規定において準用する規則第４条に規定する補助金等の交付の決定を含む。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該補助金の額の全部又は一部を概算払により支払うことができる。

４　前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、滑川市チャレンジショップ事業（拠点整備事業）補助金概算払請求書（様式第11号）をもって市長に請求するものとする。

（チャレンジ創業事業の補助金交付申請）

第17条　チャレンジ創業事業において補助金の交付を受けようとする者は、滑川市チャレンジショップ事業（チャレンジ創業事業）補助金交付申請書兼請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し

(2) 空き家等の賃貸料（駐車場代を含む）及び共益費に要した経費の内訳がわかる書類（請求書、領収書）

(3) 市税の納税証明書

(4) 誓約書（様式第２号）

(5) その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請書は、チャレンジ創業事業が終了した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに提出するものとする。

（補則）

第18条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

　２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

別表第１（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象者 |
| 拠点整備事業 | チャレンジショップの認定を受けようとする者 |
| チャレンジ創業事業 | 次の各号のいずれにも該当する者(1) 認定を受けたチャレンジショップを利用する者(2) 滑川市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。(3) 市税を滞納していないこと。 |

別表第２（第９条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象経費 | 補助金の額 | 対象期間 |
| 拠点整備事業 | ・空き家等の改修費及び改築費・備品及び機器設備の購入費・広告宣伝費 | 対象経費の合計額に２分の１を乗じた額以内とし、100万円を限度とする。 | 当該整備に際し、１回限り |
| チャレンジ創業事業 | ・空き家等の賃貸料（駐車場代を含む）・共益費 | 対象経費に２分の１を乗じて得た額以内とし、月額３万円を限度とする。 | 事業開始月から６か月間 |